

住まいの再建 各種支援策

共通の支援策

給付

被災者生活再建支援金 (対象は、全壊・大規模半壊・半壊解体世帯)

(単位：万円)

区分	基礎支援金①	加算支援金		計 (①+②)	
		住宅の再建方法	加算支援金②		
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	100	全壊世帯	建設・購入	200	300
		解体世帯	補修	100	200
		長期避難世帯	賃借※	50	150
	50	大規模半壊世帯	建設・購入	200	250
		補修	100	150	
		賃借※	50	100	
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	75	全壊世帯	建設・購入	150	225
		解体世帯	補修	75	150
		長期避難世帯	賃借※	37.5	112.5
	37.5	大規模半壊世帯	建設・購入	150	187.5
		補修	75	112.5	
		賃借※	37.5	75	

※賃借に公営住宅入居は含まない

【問合せ先】 被災時にお住まいの市町村

給付

熊本県義援金 (対象は、一部損壊以上の世帯)

住家被害 (1世帯当たり)	全壊	85万円
	解体	85万円
	半壊	42.5万円
	一部損壊※	10万円

※一部損壊は、修理費用100万円以上の場合

- ・平成30年度の住民税非課税世帯については義援金の額が加算されることがあります。
 - ・解体は被災者生活再建支援金を解体世帯として受給した世帯が対象です。
 - ・この他、市町村からの義援金がある場合があります。
- 【問合せ先】 被災時にお住まいの市町村

補助

転居費用助成(すまいの再建支援策⑥) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
仮設住宅などから自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居された際の転居費用を助成

<助成額>

一律10万円

【問合せ先】 被災時にお住まいの市町村

自宅を新築・購入

融資

災害復興住宅融資 (対象は、半壊以上の世帯)

	融資限度額	金利
建設	3,700万円(*1) 2,700万円(*2)	0.74%(*3)
購入	3,700万円	

- (*1)土地を取得する場合
- (*2)土地を取得しない場合
- (*3)新機構団信加入の場合
団信に加入しない場合は▲0.2%

※金利はR2.10.1時点

- ・返済期間は1年以上1年単位
- ・完済時の年齢の上限は80歳
- ・親子リレー返済、親孝行ローンを利用できる場合あり
- ・保証人は不要

【問合せ先】 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353
(通話料無料)

融資

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例) (対象は、半壊以上の世帯で、借入申込時60歳以上の方)

	融資限度額	金利	担保評価額
建設	3,700万円(*1)	2.03%	●建物 工事請負契約書の建設費×60% ●土地 売買契約書の売買価額×60%(*1) 固定資産税評価額×10/7×60%(*2)
	2,700万円(*2)		
購入	3,700万円		●建物・土地 購入価額×60%

(*1)土地を取得する場合 (*2)土地を取得しない場合

※金利はR2.10.1時点

- ・毎月の支払いは利息のみ(リバースモーゲージ型の融資)
- ・元金は申込人全員が亡くなられた時に一括返済
- ・担保評価額が融資限度額より低い場合は、その額が融資限度額
- ・保証人は不要、申込前にカウンセリング相談が必要

【問合せ先】 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

補助

自宅再建利子助成(すまいの再建支援策②) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
県内で住宅を再建(建設・購入・補修)するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利息に対する助成

<助成額>

借入額(限度額850万円)と利率(※)と実際の借入期間に基づき算定(元利均等返済の利子計算方法により算定)

※借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率)と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

※収入要件があります(子育て世帯、高齢者、障がい者は緩和措置あり)

※被災住宅再建資金助成事業(日本財団わがまち基金)との重複受給はできません。

【問合せ先】 被災時にお住まいの市町村

補助

リバースモーゲージ利子助成(すまいの再建支援策①) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
県内で住宅を再建(建設・購入・補修)するために、金融機関等からリバースモーゲージ型融資を受けた場合、その利息に対する助成

<助成額>

借入額(限度額850万円)に利率(※)と20年を乗じて算定した額

※借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率)

【問合せ先】 被災時にお住まいの市町村

補助

住宅耐震化支援事業 (対象は以下の対象要件を満たすもの)

	耐震診断(※)	耐震改修設計のみ	耐震改修工事・建替え及び設計	耐震シェルター
事業主体	県・熊本市	市町村		
対象要件の一部	木造戸建て住宅で、昭和56年5月末までに工事着手したもの 又は 罹災証明証明書等で罹災したことを確認できるもの			
支援内容	本人負担 図面あり 5,500円 図面なし 19,000円	補助率 2/3 上限20万円	補助率 4/5 上限100万円	補助率 1/2 上限20万円

※お住まいの市町村によって補助内容、要件が異なる場合があります。

また、県・市町村が定める期間に要件を満たす事業を補助を受けずに行われた場合、遡って補助できる場合があります。

【問合せ先】 熊本県建築課 096-333-2535、対象住宅がある市町村

補助

住宅再建支援(二重ローン対策)事業 (対象は、以下の要件を全て満たす方)

対象要件(すべての要件を満たす方)	①新たな借入の契約をした日の前月末時点で、被災家屋の既往債務残高500万円以上を有するもの ②県内に自ら居住する住宅のために、300万円以上の新たな借入の契約をした者 ③課税所得金額が780万円以下の者(同一世帯内で最も所得が高い人の所得金額)
補助金額	被災家屋の既往債務に係る利子相当額(上限50万円)

【問合せ先】 熊本県土木部住宅課 096-333-2547

案内

くまもと型復興住宅

地元工務店等が地震に強くコスト低減に配慮した住宅を提案しています。

<内容>

- ①1,000万円程度の戸建て住宅の紹介(坪数住宅、ガイドブック)
- ②工務店選びの提案 ③建設計画のアドバイス ④資金計画等の相談

【問合せ先】 熊本県建築士事務所協会 096-371-2433

貸付

これらの他に以下の貸付金もあります。
・母子父子寡婦福祉資金(県地域振興局・熊本市)

補助

被災宅地復旧支援事業 (対象は、熊本地震により被災した宅地)

<対象経費>

- ①復旧工事 のり面、擁壁、地盤の復旧
- ②地盤改良工事 液状化した区域における地盤改良
- ③住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜の修復

<補助額>

対象工事費から50万円を控除した額の2/3

(※対象工事費は1,000万円まで)

【問合せ先】 被災した宅地のある市町村

自宅を補修

融資

災害復興住宅融資 (対象は、罹災証明書の交付を受けた世帯)

	融資限度額	金利
補修	1,200万円	0.74%(*1)

(*1)新機構団信加入の場合
団信に加入しない場合は▲0.2%

※金利はR2.10.1時点
 ・完済時の年齢の上限は80歳
 ・親子リレー、親孝行ローンを利用できる場合あり
 ・保証人は不要
 【問合せ先】住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

補助

自宅再建利子助成(すまいの再建支援策②) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
 県内で住宅を再建(建設・購入・補修)するために、金融機関等から融資を受けた場合、その利息に対する助成
 <助成額>
 借入額(限度額850万円)と利率(※)と実際の借入期間に基づき算定
 (元利均等返済の利子計算方法により算定)
 ※借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率)と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。
 ※収入要件があります(子育て世帯、高齢者、障がい者は緩和措置あり)

補助

住宅再建支援(二重ローン対策)事業 (対象は、以下の要件を全て満たす方)

対象要件(すべての要件を満たす方)	①新たな借入の契約をした日の前月末時点で、被災家屋の既往債務残高500万円以上を有するもの ②県内に自ら居住する住宅のために、300万円以上の新たな借入の契約をした者 ③課税所得金額が780万円以下の者(同一世帯内で最も所得が高い人の所得金額)
補助金額	被災家屋の既往債務に係る利子相当額(上限50万円)

【問合せ先】熊本県土木部住宅課 096-333-2547

補助

被災宅地復旧支援事業 (対象は、熊本地震により被災した宅地)

<対象経費>
 ①復旧工事 のり面、擁壁、地盤の復旧
 ②地盤改良工事 液状化した区域における地盤改良
 ③住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜の修復
 <補助額>
 対象工事費から50万円を控除した額の2/3
 (※対象工事費は1,000万円まで)
 【問合せ先】被災した宅地のある市町村

融資

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例) (対象は、罹災証明書の交付を受けた世帯で、借入申込時60歳以上の方)

	融資限度額	金利	担保評価額
補修	1,200万円	2.03%	●建物 固定資産税評価額×10/7×60%(*1) ●土地 固定資産税評価額×10/7×60%

(*1)全部建替えの場合、工事請負契約書の建設費×60%
 ※金利はR2.10.1時点
 ・毎月の支払いは利息のみ(リバースモーゲージ型の融資)
 ・元金は申込人全員が亡くなられた時に一括返済
 ・担保評価額が融資限度額より低い場合は、その額が融資限度額
 ・保証人は不要、申込前にカウンセリング相談が必要

補助

リバースモーゲージ利子助成(すまいの再建支援策①) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
 県内で住宅を再建(建設・購入・補修)するために、金融機関等からリバースモーゲージ型融資を受けた場合、その利息に対する助成
 <助成額>
 借入額(限度額850万円)に利率(※)と20年を乗じて算定した額
 ※借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の利率(団体信用生命保険に加入しない場合に適用される利率)
 【問合せ先】被災時にお住まいの市町村

補助

住宅耐震化支援事業 (対象は、以下の対象要件を満たすもの)

	耐震診断(※)	耐震改修設計のみ	耐震改修工事・建替え及び設計	耐震シェルター
事業主体	県・熊本市	市町村		
対象要件の一部	本造戸建て住宅で、昭和56年5月末までに工事着手したもの 又は 罹災証明書等で罹災したことを確認できるもの			
支援内容	本人負担 図面あり 5,500円 図面なし 19,000円	補助率 2/3 上限20万円	補助率 4/5 上限100万円	補助率 1/2 上限20万円

※お住まいの市町村によって補助内容、要件が異なる場合があります。
 また、県・市町村が定める期間に要件を満たす事業を補助を受けずに行われた場合、遡って補助できる場合があります。
 【問合せ先】熊本県建築課 096-333-2535、対象住宅がある市町村

貸付

これらの他に以下の貸付金もあります。
 ・母子父子寡婦福祉資金(県地域振興局・熊本市)
 ・生活福祉資金(市町村社会福祉協議会)

民間賃貸住宅

補助

民間賃貸住宅入居支援助成(すまいの再建支援策③) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
 民間賃貸住宅へ入居された際の礼金や仲介手数料等の初期費用を助成
 <助成額>一律20万円
 【問合せ先】被災時にお住まいの市町村

補助

保証人不在者支援事業(すまいの再建支援策④) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
 保証人がいないため、民間賃貸住宅に入居できない方が、見守り等支援機関により見守りを受けて民間賃貸住宅に入居される場合の見守り料を助成
 <助成額>一律10万円
 【問合せ先】被災時にお住まいの市町村
 熊本県すまいの対策室 096-333-2839

公営住宅

補助

公営住宅等入居助成(すまいの再建支援策⑤) (対象は、応急仮設住宅の入居世帯又は半壊解体以上の世帯)

<内容>
 公営住宅へ入居された際に必要な備品等の初期整備費を助成
 <助成額>一律10万円
 【問合せ先】被災時にお住まいの市町村

案内

災害公営住宅

区分	入居者の収入(月収)	入居者家賃の目安			
		1DK (40~50㎡)	2DK (50~60㎡)	3DK (60~70㎡)	4DK (70㎡以上)
1	0~104,000円	約15,000円	約19,000円	約23,000円	約27,000円
2	104,001円~123,000円	約18,000円	約22,000円	約27,000円	約32,000円
3	123,001円~139,000円	約20,000円	約26,000円	約31,000円	約36,000円
4	139,001円~158,000円	約23,000円	約29,000円	約35,000円	約41,000円
5	158,001円~186,000円	約26,000円	約33,000円	約40,000円	約47,000円
6	186,001円~214,000円	約31,000円	約38,000円	約46,000円	約54,000円

災害公営住宅の家賃は、入居世帯全員の収入や住宅の規模・構造によって決まります。
 【問合せ先】被災時にお住まいの市町村